

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 28日

埼玉県知事 大野元裕 殿

提出者

住 所 埼玉県桶川市上日出谷1230番地

氏 名 株式会社プロテリアル桶川工場

代表者 工場長 松井 孝憲

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 048-786-3327

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社プロテリアル桶川工場
事業場の所在地	埼玉県桶川市上日出谷1230番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	非鉄金属製造業(2399)
②事業の規模	製造品出荷額 189億円
③従業員数	443名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り(添付-1)



(日本工業規格 A列4番)

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(管理体制図)

別紙の通り(添付-2)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH2以下の廃酸
	排出量	0.00 t	43.3 t
	(これまでに実施した取組)		
・製品良品率の向上			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	pH2以下の廃酸
	排出量	0.00 t	49.5 t
	(これまでに実施した取組)		
・製品良品率の向上			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	令和4年4月1日～令和5年3月31日
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の分類と置き場所を明確にして容器表示の実施と廃棄物処分依頼票を規定し運用中。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(管理体制図)

別紙の通り(添付-2)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以下の廃アルカリ	pH12.5以下の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
	排出量	1.5 t	18.0 t
	(これまでに実施した取組)		
・製品良品率の向上			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以下の廃アルカリ	pH12.5以下の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
	排出量	1.7 t	20.6 t
	(これまでに実施した取組)		
・製品良品率の向上			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	令和4年4月1日～令和5年3月31日
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の分類と置き場所を明確にして容器表示の実施と廃棄物処分依頼票を規定し運用中。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(管理体制図)

別紙の通り(添付-2)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(有害)	汚泥(有害)
	排出量	0.0 t	3.320 t
	(これまでに実施した取組)		
・製品良品率の向上			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(有害)	汚泥(有害)
	排出量	0.0 t	3.8 t
	(これまでに実施した取組)		
・製品良品率の向上			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	令和4年4月1日～令和5年3月31日
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の分類と置き場所を明確にして容器表示の実施と廃棄物処分依頼票を規定し運用中。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(管理体制図)

別紙の通り(添付-2)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	PCB汚染物
	排出量	2.334 t	0.0 t
	(これまでに実施した取組) ・保管基準の順守		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	PCB汚染物
	排出量	6.3 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・保管基準の順守		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	令和4年4月1日～令和5年3月31日
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃棄物の分類と置き場所を明確にして容器表示の実施と廃棄物処分依頼票を規定し運用中。 ・特にPCB汚染物が疑われる廃棄物は分析に供し、PCB含有有無の判定を実施する。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

		【前年度(令和4年度)実績】	
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

【前年度(令和4年度)実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		pH2以下の廃酸
	全処理委託量	0.0 t	43.3 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
(これまでに実施した取組)			
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油		pH2以下の廃酸
	全処理委託量	0.0 t	49.5 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
(これまでに実施した取組)			
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。			

①現状

②計画

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

【前年度(令和4年度)実績】		
特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以下の廃アルカリ	pH12.5以下の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
全処理委託量	1.5 t	18.0 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)		
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。		
①現状		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	pH12.5以下の廃アルカリ	pH12.5以下の廃アルカリ(基準値を超える有害物質を含むもの)
全処理委託量	1.7 t	20.6 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)		
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。		
②計画		

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

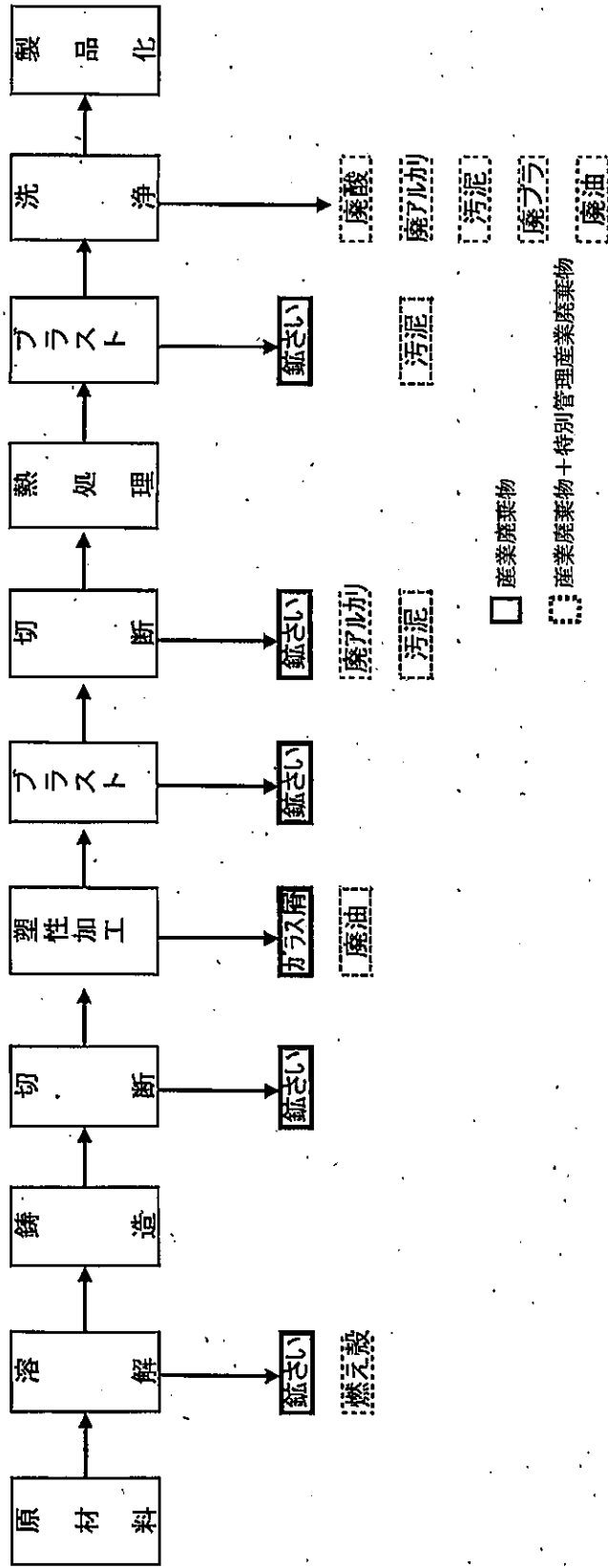
【前年度(令和4年度)実績】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(有害)	汚泥(有害)	
	全処理委託量	0.0 t	3.32 t
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	3.32 t	
再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
(これまでに実施した取組)			
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。			
①現状			
【目標】			
特別管理産業廃棄物の種類	燃え殻(有害)	汚泥(有害)	
全処理委託量	0.0 t	3.8 t	
優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	3.8 t	
再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	
(これまでに実施した取組)			
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。			
②計画			

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

【前年度(令和4年度)実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	PCB汚染物
	全処理委託量	2.334 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)			
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等・PCB汚染物・PCB処理物	PCB汚染物
	全処理委託量	6.3 t	0.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	再生利用業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t
(これまでに実施した取組)			
・委託処分場の現地確認を定期的実施する。 ・計画的にPCB汚染物の廃棄処分を実施する。			

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)	
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 66.1 t
	(今後実施する予定の取組) ・平成28年度排出分から電子マニフェスト100%対応に移行済。
※事務処理欄	

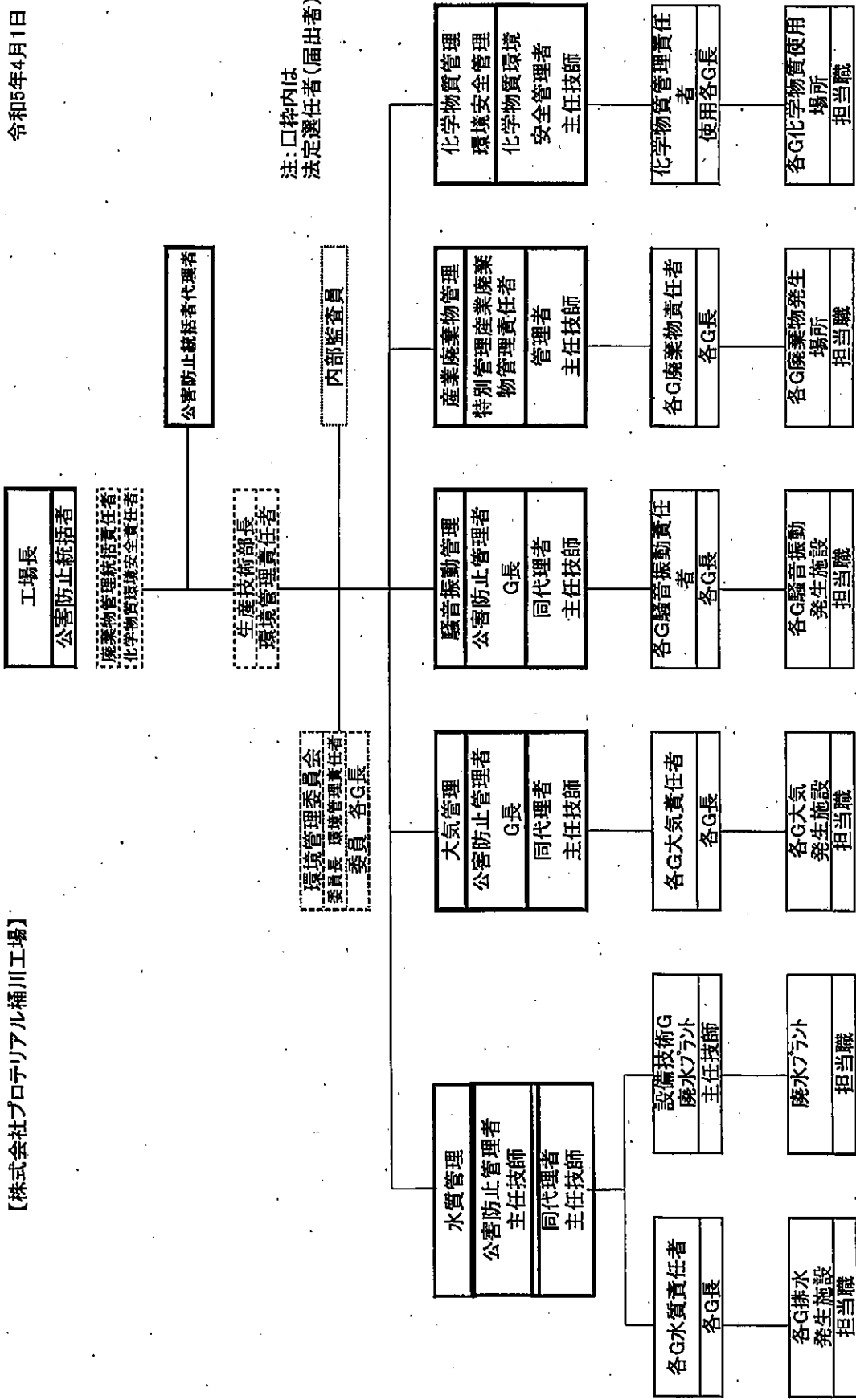
(添付一1)



公害防止統括者等に係る届出選任者及び管理組織

【株式会社プロテリアル・桶川工場】

令和5年4月1日



注: □枠内は法定選任者(届出者)

特別管理産業廃棄物 前年度【令和4年度】実績

25頁目録

種別	発生場所	発生時期	処理業者	処理内容	処理量	処理費用	備考
①	中野区八幡(十四・二期)	令和4年度	中野区八幡(十四・二期)	特別管理産業廃棄物の処理	0	0	

品目	数量	単価	金額	備考
7000 ①引火性廃油	0.000	0.000	0.000	
7100 ②b12以下の廃液	43.300	0.000	0.000	
7200 ③b12以下の廃液	1.500	0.000	0.000	
7410 ④SH12-5以上の廃液	18.000	0.000	0.000	
7410 ⑤PCB等-PCB汚染物-PCB処理物	2.334	0.000	0.000	
7412 ⑥PCB汚染物	0.000	0.000	0.000	
7424 ⑦難燃剤(有害)	0.000	0.000	0.000	
7425 ⑧汚泥(有害)	3.320	0.000	0.000	
合計	68.454	0	68.454	33

注1)本表は廃棄物の種類・数量・処理業者等について記載しております。また、処理業者は、必ず記載し、処理業者の名称・住所・電話番号を記載してください。

今年度【令和5年度】目録

住 居	名 称	種別	種別	種別	種別	種別	種別
住居	住居	住居	住居	住居	住居	住居	住居

コード	名称	計 算 式																合計
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	
7000	①引火性炭油	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7100	②H42以下の炭油	49.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7200	③H12.5以下の重油	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7210	④PH12.5以上の重油	20.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7410	⑤PCB等・PCB汚染物	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7412	⑥PCB汚染物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7420	⑦炭素(有害)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7430	⑧炭素(有害)	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計		81.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)1)と2)は別表で記載していません。また、数字が0の場合には0と記載していません。

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。

4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。

8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

9 ※欄は記入しないこと。